

○駒澤大学総合情報センター利用規程

平成10年4月1日制定

改正 平成19年4月1日

平成21年10月30日

平成23年4月1日

平成27年4月1日

平成30年4月1日

令和4年4月28日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学総合情報センター（以下「センター」という。）で管理している教場（以下「教場」という。）、情報自習室及び情報グループ学習室の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 センターを利用できる者は、駒澤大学学内ネットワーク利用規程（以下「ネットワーク利用規程」という。）第4条に定められ、同第5条に定める利用の申請を行い、同第6条によって利用の許可をされた者とする。

(利用目的)

第3条 センターの利用は、教育、研究、学習及びその支援、その他これに準ずるものとし、利用にあたっては、次の利用優先の順位によるものとする。

- (1) センターの運営及び管理上必要な利用
- (2) 授業のための利用
- (3) 授業の準備のための利用
- (4) 教職員の学術研究等のための利用
- (5) 本学学生の自習のための利用
- (6) 総合情報センター所長（以下「所長」という。）が特に必要と認めた利用

(開室日)

第4条 センターは、駒澤大学学則及び駒澤大学大学院学則に定める休業日を除き開室する。ただし、所長は、センターの運営上の都合により、開室日を変更することができる。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、所長は、管理運営上の都合により、利用時間を変更することができる。

- (1) 平日 午前9時から午後9時30分まで
- (2) 土曜日 午前9時から午後8時まで

2 情報自習室の利用は、1回につき90分以内とする。ただし、他に利用希望者がいない場合は、許可

を得て延長することができる。

(利用施設の区分)

第6条 授業は、教場において行うものとする。

2 授業以外で学生が利用できる施設は、原則として情報自習室及び情報グループ学習室とする。

3 授業以外で教職員が利用できる施設は、情報自習室、情報グループ学習室及び教場とする。

(利用手続)

第7条 第3条第1項第2号、第3号及び第4号に基づき、教場を利用しようとするときは、担当教職員が「教場使用願」に必要事項を記入のうえ、所長の許可を得なければならない。

(利用上の注意)

第8条 教場の利用者は、ネットワーク利用規程及び次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 許可なく教場内に立ち入らないこと。

(2) 利用時間を守り、許可された機器以外は使用しないこと。

(3) 営利的行為のために利用しないこと。

(4) 著作権を侵害するソフトウェアの複製はしないこと。

(5) センターから貸し出された教材は、利用終了時に返却すること。

(6) 教場内の整理整頓に努め、他の妨げになる行為及び飲食、喫煙をしないこと。

(7) 機器、教材、備品及びその他の付帯設備を滅失又は破損しないよう充分注意すること。

(8) 機器、教材、備品及びその他の付帯設備に異常が生じ、又は異常を発見した場合は、速やかにセンター事務室に通報すること。

(9) 授業は各担当教員の責任において行い、学生は担当教員の指示に従うこと。

(10) 教場に設置したもの以外の機器等を設置する場合は、所長の許可を得ること。

(11) その他、係員の指示に従うこと。

(利用の停止)

第9条 センターを利用する者が次の各号の一に該当した場合は、駒澤大学情報システム委員会（以下「システム委員会」という。）の議を経て、所長は利用の停止、又は利用許可の取消しをすることができる。

(1) 第3条に定める利用目的に違反したとき。

(2) 前条に定める利用上の注意を遵守しなかったとき。

(3) 利用申請書類及び教場使用願等の記載に虚偽又は不正があったとき。

(4) その他センターの運営及び管理上、支障があると所長が判断したとき。

(賠償)

第10条 故意に機器、教材、備品及びその他の付帯設備を滅失又は破損した者は、相当代価をもって賠償しなければならない。

(届出の義務)

第11条 利用申請者は、次の各号の一に該当する理由が生じた場合は、速やかに所長に届出をしなければならない。

- (1) 利用申請書類等の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 利用者が利用申請を取り消すとき。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、システム委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、情報教育センター使用規程（平成4年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。